

# 三重県U18バスケットボールリーグ 運営要項

## 1. 運営要項の目的

- ① 公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、JBA)が掲げるリーグ戦の目的達成と同時に、安全・安心を確保した運営のため、一般社団法人三重県バスケットボール協会U18カテゴリー部会(以下、三重県U18部会)が運営要項を定める。

## 2. 参加資格

- ① 詳細は、「実施要項 6 参加資格」の規定を参照すること。

## 3. 競技方法

- ① 令和6年度は昨年度の結果を参考にリーグ編成を行い、各リーグの結果で自動入れ替えと入れ替え戦をして次年度のリーグ編成とする。  
※各ブロックの一位と最下位が自動入れ替えとして、上位、下位の2位が入れ替え戦を行う。
- ② リーグは、男子1～5部、女子:1～4部リーグとする。ただし、男子5部及び女子4部は地域リーグとする。
- ③ リーグは3年生以下で編成されたチームとする。
- ④ 原則、1回戦総当たりでリーグ戦を行い順位決定をする。  
ただし、男子5部及び女子4部は、各ブロックの上位チームで試合を行い順位決定をする。
- ⑤ 詳細は、「実施要項 7 競技方法」の規定を参照すること。

## 4. 競技規則

- ① 詳細は、「実施要項 8 競技規則」の規定を参照すること。

## 5. 複数チーム

- ① 詳細は、「実施要項 9 複数チーム」の規定を参照すること。
- ② 複数チームのユニフォームについては、三重県U18部会で協議する。
- ③ 引率責任者がチーム編成に入れない場合は、特別にベンチに入ることができる。

## 6. 合同チーム

- ① 詳細は、「実施要項 10 合同チーム」の規定を参照すること。

## 7. 移籍

- ① 二重登録は認めない。
- ② 高校部活動、クラブチームのいずれかに登録を行った後は、年度内1回のみ移籍を認める。
- ③ 移籍手続きをリーグ戦エントリー受付期限の前までに行えば、リーグ戦に出場できる。  
しかし、リーグ期間中に移籍した場合は、移籍先でのリーグ戦出場はできない。

## 8. 表彰

- ① 各リーグの優勝チームを表彰する。

## 9. 違反行為への処分

- ① リーグ戦において重大な違反行為がありテクニカルファウルや退場処分などの処置が起こった場合、運営委員は審判などの関係者から事情を聴きとり報告書を作成する。
- ② 運営委員は報告書を三重県U18部会に提出する。
- ③ 三重県U18部会は報告書の内容を精査し、重大な事案と判断した場合は三重県バスケットボール協会規律委員会、または裁定委員会に報告する。

10. 審判

- ① JBA公認審判ライセンスを有する者が担当することが望ましい。
- ② チームは帯同審判を準備すること。帯同審判は、高校生審判員でもかまわない。

11. 会場

- ① 会場は、原則、県内高等学校体育館を使用する。
- ② 運営委員は、会場校からの連絡事項を聞き各チームに伝え運営する。

12. 参加料

- ① チームより大会参加料を徴収し、運営費にあてる。

13. 運営費

- ① 運営費は、会議費、旅費交通費/日当、運営協力金などにあてる。
- ② 支出規定については、「三重県U18部会 リーグ戦支出規定」に準じる。

14. 会計報告

- ① 各ブロックの会計委員は会計処理を行い決算報告書を作成して、三重県U18部会の会計担当者に提出する。
- ② 三重県U18部会でまとめて、事業終了後、速やかに三重県バスケットボール協会に報告する。

15. 保険

- ① 各チームで傷害保険に加入することが望ましい。

16. 安全対策と緊急対応マニュアル

- ① リーグ戦活動中の選手の傷害・疾病対応に対しては、各チームで責任を負う。
- ② リーグ戦活動中に事故等が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い対応すること。
- ③ 選手・スタッフの怪我・事故や暴力等が発生した場合、三重県U18部会長に報告すること。

17. 個人情報の取り扱い

- ① 三重県高体連バスケットボール専門部の定める「個人情報と肖像権に関する取り扱いについて」を適用し適切に管理する。
- ② 本事業により得た個人情報は、JBA強化育成事業に利用することがある。

18. 試合の中止や順延について

- ① 試合当日、午前6時の段階で三重県下のいずれかの地域に特別警報や暴風警報が発令されている場合は、試合は行わず順延する。
- ② 試合当日、午前6時の段階で尾鷲市・熊野市・御浜町の地域に大雨警報が発令されている場合は、その日に予定されていた当該チーム(東紀州のチーム)の試合を順延する。
- ③ 試合中に特別警報や暴風警報が発令された場合は、速やかに試合を中断しそれ以降の試合を順延する。  
試合中に尾鷲市・熊野市・御浜町の地域に大雨警報が発令された場合は、当該チーム(東紀州のチーム)に確認し順延することも視野に入れ三重県U18部会と各ブロック運営委員において協議し判断する。
- ④ 「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が発表された場合は、適宜必要な情報収集に努め、生徒、来場者等に対して必要な情報を伝達する。また、避難場所、避難経路の確認等日頃からの地震への備えを再確認する。競技中に大規模地震が発生した場合は、直ちに競技を中断し、その場で待機するか、帰宅するか、状況を判断して最も安全と思われる手段を選択する。
- ⑤ その他、悪天候や自然災害等、参加チームの学校の内規や交通状況等により試合することが困難な場合は、三重県U18部会と各ブロック運営委員において協議し判断する。